

「日本スポーツ栄養研究誌」投稿規定

1. 雑誌の方針と編集目的

日本スポーツ栄養研究誌（The Japanese Journal of Sports Nutrition）は、日本スポーツ栄養学会の学会誌として、スポーツ栄養学および実践的活動における科学的根拠を蓄積し、発信することを目的とする。掲載する内容は、依頼原稿も含めて査読審査（peer-review）により科学的妥当性及び専門領域における価値水準が一定以上と認められたものとする。

2. 投稿資格と条件

投稿原稿の筆頭者及び連絡責任者は本会会員とする。共著者は非会員でもよい。但し、依頼原稿の場合は、この限りではない。なお、投稿者は、研究や実践活動の計画の考案・作成、データ収集・解析、原稿作成と修正、最終原稿の確認のいずれかに携わった者でなければならない。

3. 著作権

掲載された論文等の著作権は日本スポーツ栄養学会に属する。

4. 投稿内容

- 1) 投稿原稿の条件：投稿論文の内容は、他誌に未発表のもので、スポーツ栄養学の進歩に寄与するものとする。
- 2) 原稿の区分、内容は以下の表のとおりとする。

区 分	内 容
I. 研究に関する報告	
総説	あるテーマについて、これまでの研究・調査論文を総括及び解説したもの。
原著	研究・調査に関する論文で、独創的あるいは新しい内容で、科学的に価値のある事実を含むもの。
短報	限られた範囲内の研究・調査で、原著としてはまとまらないが報告に値するもの。あるいは、研究・調査に関する調査や測定の方法の開発に関するもの。
II. 事例報告	
実践報告	実際の栄養指導・サポート報告、あるいは教材開発やサポートシステムの開発などから得た経験で、事例として報告に値するもの。別に示す執筆要綱に準じて、目的、方法、結果の解釈などが適切になされているもの。
III. その他	
活動報告	実践報告に該当する十分な計画・結果の検討等がされていないサポート報告及び勉強会等の活動報告
資料	スポーツ栄養に関する指針などの資料、海外の動向、スポーツ栄養にかかわる実践活動上、記録にとどめる価値のある資料や情報、有益な論文の紹介

- 3) 原稿の言語：原則として和文とする。ただし、表、図、写真の説明はこの限りでない。英文を用いる必要性のある場合はこれを認めるが、英文校閲料の実費は投稿者の負担とする。
- 4) 原稿の形式：別に定める【執筆要領】に従うこと。

5. 倫理的事項

1) 倫理審査

投稿原稿の内容が倫理的配慮を必要とする場合は、必ず「方法」の項に倫理的配慮や研究対象者への配慮をどのように行ったかを記載すること。

なお、ヒトを対象にした研究論文は、世界医師会総会（World Medical Assembly）において承認されたヘルシンキ宣言（1964年承認、2000年修正）に則り、「疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省、厚生労働省告示第1号）」及び「臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）」等を遵守して、倫理審査会等の審査を受けたものでなければならない。また、動物を用いた研究についても「研究機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」等を遵守して行われた研究でなければならない。

2) 謝辞

投稿原稿の内容について、政府・企業・団体等からの研究費助成、資料提供、物品および便宜供与等を受けた場合は、その旨を記述する。また、共著者には含まれないが、原稿の内容や作成において、多大な協力のあった者については、ここに記載する。

3) 利益相反 (conflict of interest)

投稿原稿の研究内容について、当該論文の発表により特定の団体等が利益を受ける可能性のある場合は、その団体との利益相反の有無に関する記述を記載する。

6. 投稿から掲載までの流れ

1) 投稿する原稿の確認

投稿の際には、以下のものを送付する。

- ①投稿手続票
- ②著作権委譲承諾書
- ③投稿原稿チェックリスト
- ④利益相反開示書
- ④原稿本文 (word ファイル)
- ⑤図表 (word, excel, powerpointファイルなど)

2) 投稿方法 (電子投稿)

原稿の投稿方法は、電子投稿のみとし、投稿から査読終了および原稿の校正に関する編集委員会とのやり取りは、すべてEメールで行うこととする。

3) 審査

原則として2名以上の査読者による論文内容の審査を行う。編集委員会は査読者を決定し、その審査結果を踏まえて編集委員会が最終的な採否を決定する。編集委員会は、原稿内容の修正及び「原稿の区分」の変更を審査過程において投稿者に求めることがある。編集委員会からの通知により修正等を求められた投稿者は、その通知から3カ月以内に修正原稿を再提出しなければならない。その期間を超えた場合には、投稿をとり下げたものとして処理する。(なお、健康上の理由やサポートによる長期の不在など、考慮しうる事情のある場合は、修正の遅延の理由と提出予定日を編集委員会宛に連絡する。編集委員会は、理由や期限について検討し、遅延の可否について判断する。)

4) 論文の採否

投稿論文の採否は、複数の査読者が査読し、編集委員会において決定する。

5) 採択後のプロセス

掲載可の通知後に速やかに原稿掲載料を振り込む。著者校正は初校のみとし、原則として誤字・脱字以外の加筆・修正は認めない。2校以降は、著者校正に基づき、編集委員会が行う。

6) 英文校閲料

査読が終了し、掲載の許可がおりた際に、研究に関する報告(総説、原著、短報)については、原稿1編につき5,000円の英文校閲料を指定の口座へ支払う。英文校閲料は、英文抄録の英文校閲等の経費となる。ただし、依頼原稿については、この限りではない。英文校閲料は、日本栄養研究誌7号の掲載分から発生する。

7) 別刷

掲載された原稿については、PDFファイルを作成し、別刷として著者に提供する。

7. 規定の改定

本規定の改定は、編集委員会にて行い、理事会の承認をえる。

(一部改定：2016年1月20日)

日本スポーツ栄養研究誌に関する問い合わせ先
日本スポーツ栄養研究誌編集事務局 (大村印刷株式会社内)
E-mail: jsna@med.omura.jp